

羽場耕地(羽場曙友会)入会林野の実態調査

——下伊那、旧・上飯田村における入会権の一形態について——

原 暉 三

目次

はしがき

第一 入会山の沿革一斑並びにその後の推移変遷

一 寛延年間の茹敷山の書上

二 惣九郎茹敷山買受のこと

三 家祿奉還士族の有する林野の買収

第二 民有林の確定

一 官民有区分の査定

二 地券の下附

三 現在の林野所有面積

第三 羽場耕地(入会集団)の性格

一 羽場耕地なる入会集団

二 羽場耕地の構成員の員数とその推移並びに入会林野の所有権との

関係

三 構成員の入会林野に対する共有登記とその意義

第四 羽場曙友会の組織及びその性格

一 羽場曙友会の組織

二 羽場曙友会の事務所設置

三 事業の運営

結び

はしがき

長野県伊那地方は入会林野が多数存在する地域であって、幕藩時はさておき明治初期においてもその論争はたえなかつた。先ず官民有査定前の数村入会地域においては、地元村か入会村かの争論があり、また地券交付後は地券書替請求事件として、一村専有か数村共有かの争論のあったことは周知のとおりである。⁽¹⁾

この調査地域の附近に闊り沢なる数村入会の林野があるが、これまた公有林に編入せられそれが第二種民有林となり、更に地券交付にあたり一村専有か数村共有かの争論がありたるが如きはこの類例である。⁽²⁾

ところが、この調査地域は旧・上飯田村の地域であるが、右の闊り沢とは全く別の入会山であって通称高島屋山と称する地域である。この地域は

幕藩時には地付林として存在し、明治初期の地租改正時においても公有林としての洗礼を受けず当初から民有林として地券を附与され現在に至っている入会林野である。いまここに調査の概要を述べる。

注(一) 拙稿「入会権と漁業権入漁権とを対比しての諸問題」(法学志林六二卷三、四号六三卷一号)参照。

(二) 森林所有権研究会「全国山林原野入会慣行調査資料第二分冊」一四一頁。明治一五年四月二四日大審院判決「共有山地争論」一件(明治前期大審院民事判決録第八冊八七頁)。

第一 入会山の沿革一斑並びにその後の推移変遷

一 寛延年間の苜敷山の書上 寛延二年(一七四九年)己八月、村役人より御代官所に差出した「上飯田村苜敷山書上之覚」^(一)によれば、苜敷山八ヶ所の字名を肩書に示して、その進退者を記載してあるが、それによれば、羽場通り(後の羽場耕地なる部落にして本件入会集団である)入会地付三ヶ所、惣九郎地付一ヶ所、誰某々地付三ヶ所、誰某持山一ヶ所である。而して利用関係は羽場通り入会地付は羽場通り衆中にて山の口明けより苜敷夏草採取とも専用採取場であり、誰某々地付四ヶ所は、苜敷は誰某苜採その跡夏草は羽場通り入会、誰某持山は苜敷は誰某苜採その跡夏草は東野並びに五ヶ村入会羽場通りも恐らく入会集団であったであろう。これが羽場耕地の入会林野の原型であったと思われる。

ここに示された地付又は持山とは如何なる意味に理解すべきであろうか。或は地付持山は近代法的な毛上権と地盤所有権とに二分にした地盤所有権に該る觀念かの如くであるが、少くもこれに誘導される觀念であったといえるが、当時において入会林野の所有関係をかように確定的に觀念付けることは早計であろう。当時は個人が管理している林野を地付林又は百

姓持林といい、概ね耕作地の從屬的關係にあった林野があった。ここで、誰某地付とあるは、誰某並びにその小作人又は部落の耕作住民がその林野に入会天産物を採取していた慣行があり、誰某なる者がこれを管理し、幾何かの徳分を收受する地位にあったのではないかと臆測されるのである。若しそれだとすれば誰某地付なる誰某の地位は、恰かも山守に又は数村入会における地元村に類似した地位にあったのではなからうか。かように、地盤所有権の帰属が未確定の上に存在する毛上收受権の態様を見るに、羽場通り入会地付は、毛上共有であり、誰某地付羽場通り入会は誰某が毛上の本権を持ち羽場通り衆中が地役的入会権を有していたと解すべきであろう。^(二)

二 惣九郎苜敷山買受のこと 宝曆六年(一七五六年)子三月、上飯田村売主惣九郎座光寺八郎左衛門より蜂谷忠蔵外六名宛の「苜敷山永代売渡申証文之事」^(三)とありてこれが羽場耕地の入会山の基盤となったことである。この証文に二ヶ条が示されている。その一は、この苜敷山は売主先代惣九郎山と称して、この草山の四至勝示なる境界を明示し、この山にては惣九郎並びに割地の者が一番草を苜取り、二番草より羽場通り衆中が入会苜っていたが、これを代金十四両にて永代売渡し、一番草は勿論四季に限らず自由に進退せられたい。尤も、その二は、ある特定の地域に限りては、惣九郎並びに割地の者が一番草を苜取り二番草より羽場通り衆中先規の通り入会たることを留保している。なお、この売券には惣九郎悻の外に割地の者等が連署している。ここに割地の者とは区画を定めて鉦山にしていたことのいであろうか。右の惣九郎悻の売渡証文に示す苜敷山は、恐らく前記寛延二年の苜敷山書上に示す「あさのひら 惣九郎地付」に該当するのであろう。売券には四至の境界を示すも面積を示していないが、

相当の地積があったと思われる（明治初年の地券に字高島屋山一、山林七拾五町歩とあるのがこれに該当するのか）。それは、現在においても羽場耕地なる入会集団が、この権利は「宝暦年間以来入会権の外地付権をも買収し入会権と其目的の土地の共有とを併有する」（昭和二四年一〇月五日慣行申合書）云々と宣言するところをもってしてもこれを想像し得らる。

三 家禄奉還士族の有する林野の買収 基本となる入会林野の周辺には、明治維新期において還禄士族に対する授産事業として官林荒蕪地の払下が行なわれた。それを羽場耕地なる入会集団が買収したとのことにし、地券においても零細なる地券が存在するのはそれに該当するものとのことである。

注

(一) 上飯田村苅敷山書上之覚

- 一 あさのひら 羽場通り入会地付
- 一 但シ苅敷ハ山ノ口明ケ候其跡夏草者勝手次第入会
- 一 あさのひら 惣九郎地付
- 一 但苅敷者惣九郎苅探其跡夏草ハ羽場通り入会
- 一 草見たき 与右衛門地付
- 一 但苅敷ハ与右衛門苅探其跡夏草者羽場通り入会
- 一 ひる沢 羽場通り入会地付
- 一 但苅敷者山ノ口明ケ候其跡夏草ハ勝手次第入会
- 一 まないたくら 権介地付
- 一 但シ苅敷者権介苅探其跡夏草ハ羽場通り入会
- 一 たこんも 吉蔵地付
- 一 但シ苅敷者吉蔵苅探其跡夏草ハ羽場通り入会
- 一 なこうけ山 羽場通り入会地付
- 一 但シ苅敷共勝手次第入会
- 一 東野姥が懐 庄左衛門持山

但シ苅敷者庄左衛門苅探其跡夏草ハ東野并五ヶ村入会
今度御尋被遊候付右之通り書上申所如斯ニ御座候以上
寛延二年己八月 日

組頭 善次郎

庄屋 与右衛門

同断 十 蔵

御代官所

右之趣書上申候に付写之

(一) 林野の地盤所有権が未確定なるときは、本文のように判断するの外ないであらう。それ故大審院明治三七、一二、二六判決（抄録二三巻四七二〇頁）が官民有区分査定以前の入会権の性格については却って示唆される判決というべきか、尤もこの判決の主旨はその後大審院連合部判決（大正九、六二六）により変更された。

(二) 苅敷山永代売渡申証文之事

一 私共地主惣九郎山ト申て円悟沢へびなきヨリ西ハ大深沢水之流ヲ限り松川端迄之内頂上境ハ羽場通之衆中私共一番草苅取候境者御存之通右ハ草山ニ而一番草惣九郎并割地之者苅取二番草ヨリ羽場通之衆中入会苅候所此度彼之山東ハ円悟沢西ハ笹ひら之境南ハ松川端迄代金拾四両ニ永代売渡則代金儘ニ請取申所実正御座候然上ハ一番草者勿論不限四季惣九郎并割地之者共一切綺申間鋪候尤余人外村綺無御座候事

二 笹ひら之境塚ヲ築西ハ大深沢水之流ヲ限り頂上ハ浅之ひらト笹ひら之境ニ塚ヲ築南者馬道ヲ限り東ハ境塚ヨリ下ツル称馬道限り此分惣九郎并割地之者一番草苅取二番草ヨリ羽場通之衆中先規之通入会可被申候為後証惣九郎并割地之者左ニ印形仕候故ハ余人ハ不及申子孫迄少茂構申分無御座候被令御所替其外何様之儀御座候共相定之通少も相違申間鋪候為後日証文仍如件

宝暦六年子三月

上飯田村売主惣九郎俵

座光寺八郎右衛門

割地

同	同	同	同
断	断	断	断
同	同	同	同
利兵衛	甚八	宗五郎	五人組
		庄次郎	
		新三郎	

蜂屋 忠藏 殿
栗林 与右衛門 殿
中間 藤治郎 殿
松下 平左衛門 殿
吉沢 弥源治 殿
松下 小三郎 殿

第二 民有林の確定

一 官民有区分の査定 林野における官民有区分の査定は極めて困難であつた。殊に村山村林又は数村入会山については「明治九年一月二十九日地租改正事務局別報第一号達、同局派出官員心得書」に示すとおり、極めて厳格なる方式を指示し、またこれよりさらに公有地制度が定められ村持林は概ね公有地なる官民有なる両棲的な制度をたどつたことは周知のとおりである。この入会地が公有地なる洗礼を受けなかつたのは、幕藩時から一村内の一部落なる羽場通り衆中（羽場耕地）という一村仲間持であつたことと入会刈敷山の沿革によつたものであろう。地租改正に伴う民有林を確定する基準についてその概要を見るに、領主の持山ではなく管理収益の主体は農民の側にあり、村に属せず農民個人かその数人に属している林野

がそれに該当するのであろう。併しそれにはこれに相当する客観的な秩序を要求すべきである。先ず高請（年貢上納）であつたか、代価をもって売買されたか、無税地であつても排他的な支配が明確であつたかが一応の基準であつたようである。⁽¹⁾この林野について見るに、寛延年間の刈敷山書上に誰某地付、又は羽場通り入会地付なる入会山が耕作地に附従的存在であつたとすれば、必ずしも無税地ではなく、また宝暦年間の惣九郎売券に示すとおり相当の代価を支払つており、これ等諸般の事情からして民有林野との査定を受けたのであろう。但し寛延年間の刈敷山書上に示す誰某々地付は、惣九郎刈敷山と同じように幕藩時に買受けていたのか、又は民有林査定のとしまで従前のままなりしかは文献もなく詳かにすることができない。或は羽場耕地の文書によれば地付権を買収したということが強調され且つその地積も惣九郎入会山よりみれば比較にならない狭少な地積であつたから相互の話し合いにて解決していたのであろう。

二 地券の下附 地租改正による民有地第二種なる地目による地券が交付された。当時羽場耕地の者が有していた山林十四筆反別八十九町八反二畝〇七歩につき地券状十四通の交付を受けた。ここに幕藩時の地付権という内容不明瞭なる権利地位から近代法における土地所有権を取得するに至つた。

この地券状には「上飯田村共有」と記載されていた。このことの経緯につき明治一三年四月二日付誓規簿なる書面が存在する。右は一羽場耕地の問題ではなく、一般に入会地の名義人に誰某外幾人とあるのが往々存在するのであるが、それは如何なる経緯によつて生じたかを知る一資料として些か冗長であるがその概要を述べておく。右の「誓規簿」に示す要点を摘記するに、羽場耕地共有にすべきに上飯田村共有との地券にては後日論議

を生ずるからこれを改定せられたしとその筋に交渉したが、それは至難であるが「サスレバ共有連名簿ヲ製シ正副二通ヲ官ニ呈シ該簿冊エ官ノ割印ヲ捺シ一部ヲ官ニ蔵シ一部ヲ共有者エ下附セラル」とのことなるが、その帳簿編成が必ずしも容易でないから、下飯田村内にて解決した書面である。即ち、地券名は下飯田村とあるが実は羽場耕地の所有であることを同村戸長並びに關係耕地代表者が証明した書面である。

ここに上飯田村の管轄庁たる旧筑摩県の官吏の示した太政官公布改租の成規とは如何なる意味なるかを探索して見るにその大要は左の如くである。即ち、租税寮改正局日報号外壬申（明治五年）九月廿九日、筑摩県伺大意に四ヶ条あるが、その三条に「従来之持地券狀取調之内檢地帳一筆之地を寄合所持罷在伊勢講妙義講卜唱作徳ヲ積立置參宮等之手当ニ致来候分銘々限り引合方等差支候ニ付連印ヲ以地券願出候節ハ連名之一紙地券相渡候様可致哉」に対して、「三ヶ條申出之通尤多人数ニ而券面へ認兼候者一名外幾人ト相認連名別冊ニ為書出券狀ト割判イタシ可相渡事」と指令している。また、同改正局日報、明治六年一月廿七日、神奈川県伺大意の一ヶ条に「作徳ヲ以氏神祭礼社堂修理用水路普譜入用取賄之為メ小前一同出金致シ買受候田畑者前条村惣作地トハ差別モ有之日報二十五号筑摩県伺三ヶ条一筆之地を寄合所持之例ニ倣ヒ券面重立候モノ一名外幾人ト相認連名別冊ニ為書出券狀ト割判イタシ相渡可申哉」に対して何之通たるべき事を指令している。これをもちすれば、一村仲間持である限りはかかる方式が一般的に行なわれていたと考えられる。一村内の一部落（組、耕地）なる仲間（寄合）持の林野において重立った者一名外幾人名義が往々にして存在するのは、必ずしも重立つ者の恣意によるものではなく、その筋の指示に基きこの方式に従ったものと解すべきである。ここに示した誓規簿なる関

係者の誓約書は、羽場耕地共有なるべきに北飯田村共有なると記載されたので後日の紛議の生ずることあるべきを懸念して作成した書面であることを知るに足る。

三 現在の林野所有面積 羽場耕地たる入会集団の有している現在の林野所有面積は、四五筆、九九、七四六一ヘクタールにして、管理の必要上分筆又は地目変換、実測による地積増があったが、明治初期の地券下附のときの券狀十四通合計反別八九町八反二畝〇七步（前記の誓規簿参照）を継受していると見て大差ないであろう。

注

(一) 福島正夫著「地租改正の研究」五七三頁以下参照。

(二) 明治十三年編輯

（表紙） 誓規簿

上飯田村之内

羽場耕地所蔵

（内容）

（中略）

地目反別を十四筆を列記する点を省略

合反別八拾九町八反式畝〇七步

前記券狀拾四通之表面ニ上飯田村共有ト記載有之ト雖モ實際羽場耕地限り共有ナリ然ルヲ上飯田村共有ト券面エ登記セル原因ヲ左ニ陳述セン

過ル明治八年改租ニ附創テ古檢ヲ廢シ地券大帳ヲ編製ス此際官（旧筑摩県）ノ指令ニヨリ耕地名ハ券表エ登記スル能ハザル旨ヲ説明アル大ニ疑團ヲ懷キ其原因如何ヲ官ニ質ス官吏答テ曰ク太政官公布改租ノ成規ニ抛レバナリト爰ニ止ヲ得シテ村名ヲ記スルニ至ル（今其成規ハ廢セラレタルモ）依テ券狀下附ノ後耕地限り共有ノ券狀ニ書換テ出願スベキ談判モアリシガサスレバ共有連名簿ヲ製シ正副式通ヲ官ニ呈シ該簿冊エ官ノ割印ヲ捺シ卷部ヲ官ニ蔵シ卷部ヲ共有者エ下附セラル其帳簿タル編製ニ容易ヲ得ズトス依之更ニ談決ヲ變シ従前券面ノ假ヲ据置キ向來異変ナカラシメン事ヲ戸長ニ於テ保証セバ無用ノ勞費ヲ省クニ至ル其計策如何ヲ羽場耕地一統ヨリ陳共

ス其意ニ応シ戸長高田鉄太郎ナルモノノ改租以降ノ手續ヲ前文ニ陳述スルニ就キ各自本文ヲ熟讀スルニ相違無之ニ附テハ前記拾四筆之券地ハ羽場耕地限り共有権ヲ有シ他ノ耕地ヨリ入会ヲ要セザルモノトス改租以來尚日淺ケレバ紛擾ハ生セザルモ是ヨリ向キ年歴ヲ過サバ上飯田村全村ノ共有権ト不法暴激ニ主張スルモノナキニシモアラズ依テ向來異變ナカラシメントメ當時主任ノ戸長現時ノ戸長及ヒ本村各耕地總代連署ヲ以テ保証スル以上ハ券面ニハ上飯田村ト記載アルトモ羽場耕地之共有地ニ相違無之依之一同連印致置候処確實如件

但本村式ケ所郷藏敷并松川入共有山ノ券状ハ戸長役場ニ預リ置候也
右之通毫モ相違有間敷候也

明治十三年四月二日

戸長	高田 鉄太郎
旧戸長	松 沢 干治
筆生	村 沢 拙造
同	近 藤 彦平
羽場總代	山 田 彦四郎
仲仙道總代	中 田 茂治
同	蜂 谷 権四郎
東野總代	小 島 小一郎

(三) 地租改正資料刊行会編「明治初年 地租改正基礎資料上巻」五九頁。
(四) 同上、一四〇頁。

第三 羽場耕地入会集団の性格

一 羽場耕地なる入会集団 一村内における一部落を組、垣内又は耕地等と称せらる(長野県下においては明治初期にかかる形態を殆ど例外なく耕地と呼ばれている)。かかる団体が林野を所持する場合に、一村仲間持又は寄合持と称せられるが、それにしてもその結合体の体様は単なる利益集合体とも見るべきものから村落共同体に進ずべきものとの種々の多様性があったであろう。長野県下における何々耕地なる集落体においても、そ

の結合体の強弱において種々の多様性があったと想像される。例えば幕藩時には独立した一村であったが、明治初期に町村合併なる改革により何々耕地となり又は往時より一村内の一部落なる何々耕地にも種々の体様があったであろう。従って、何々耕地といってもその性格内容においては上段には村落共同体と全く同視すべき結合体があり、下段には数人が物を所持するにひとしい結合体があり、その上下の間には種々多様な集落体があったといえる。

いまここに羽場耕地を見るに、寛延年間の荻敷山の書上における八ヶ所の荻敷山につき羽場通り地付又は誰某地付につき、羽場通り入会とあり、また、上飯田村惣九郎俵の荻敷山売券にも羽場通衆中に売渡している。これをもつて見るときは、羽場通り又は羽場通り衆中とは、往昔より上飯田村の羽場を地域とする一部落の集合体であるが、飯田城下の郊外にありてすでに宝暦年間に農家七〇名にして林野百町歩になんなんとする入会山を保有していた地域団体としては、強力なる集落体といえるであろう。これが明治以降の羽場耕地に外ならないのである。

当時の構成員の資格、要件は必ずしも明かでないが、現在の規定は往時の規定を踏襲しているとのことであるから、現在の規定を遡及して推定するの外ない。ただここに吟味すべきは寛延年間の荻敷山之書上にあった入会地付、誰某地付なる地付林は、耕作地なる高請地に從属的關係にあったとすれば、高請百姓又は少くもその小作人なる農民に限り下草採取権(毛上権)があったとすれば、これを要件としなければならない。現在では、構成員の資格に農民、又は耕作地を所有していることを要件としていない(それは入会権の利益關係が荻敷下草採取から植林への変化に伴うものであろう)。

二 羽場耕地の構成員の員数の推移並びに入会林野の所有権との関係
構成員の員数を年序ごとに示さば左のとおりである。

宝曆六年七〇名、宝曆一三年七五名、寛政一二年八七名、明治一〇年一
三一名、明治三〇年一六〇名、明治四一年一七四名、昭和一八年一八三名、
現在一八〇名）三名は他に転出したため資格喪失による）である。右の如
く徐々に漸増したのは、地区内に分家が生じたためとのことである。とこ
ろが、昭和一八年に一八三名時に構成員が林野入会山につき共有の保存登
記をなした。ここに殆ど全く絶対閉鎖されるに至った。

入会林野の民有地なることが確定し、上飯田村共有なる地券が下附され
たことは前に説明した。ところで、上飯田村共有又は羽場耕地共有なる入
会林野の所有権が確定したが、然らば羽場耕地の入会権者と構成員とのつ
ながりをここに説明したい。

明治八年（地券の日附はまちまちである）に地券の交付を受けたのであ
るが、当時の構成員一三一名であった。これ等の者の連名により又は少く
も羽場耕地の名義にて地券の交付を期待していたが、上飯田村名義なるた
め、物議が生じ、前に述べた誓規簿によりこの経過を明かにした。この
ことは当時の構成員一三一名が、恰も田畑の高請地において地券を附与さ
れたのとは異なり、依然として羽場耕地なる部落共同体がこれを取得した
ものと解すべきであろう。そのことは明治初期にありては、村又は耕地が
入会山論において訴訟をなし、或は外部に権利の主張をなすには、往昔の
如く庄屋（名主）組頭百姓代は廃止され、団体の代表権がなくなり、新設
の戸長は私法上の権利については代表権をもたなくなった。ここに対応す
る方式として、構成員の代人規則による委任状を徴し、その権限を証明し
たのである。されば何々村総代誰某又は何々村誰某幾十幾名総代兼本人誰

某とあり、或は何々耕地総代誰某又は何々耕地誰某幾十幾名総代兼本人誰
某とあるのは、村又は耕地なる部落団体を代表する権限を示すと同時に、
その裏面にてその団体の構成員の授權を必要としたのである。従って、こ
こに一三一名が地券を附与されたことも民法にいう共有による持分権を取
得したということではなく、羽場耕地なる入会集団が単一の所有権を取得
したことに帰着したことになるのである。そのことは爾來構成員が昭和一
八年までに一八三名に漸増しているが、これ等はその都度羽場耕地なる入
会集団に加入手続による資格を得たものにして、既存構成員の持分権の譲
渡により加入したものでないことは明かである。然らば、既存構成員が一
種の不安をもつのであろうが、構成員たる資格のある限り、登記の存否等
に拘らず、各自団体規制の下に使用収益の固有の権能があり、入会地処分
について構成員全員の同意を必要とするのであるから、その地位において
何等の不安は存在しないのである。

三 構成員の入会林野に対する共有登記とその意義 昭和一八年八月現
存の構成員一八三名が、入会林野全部に亘り、所有権共有の保存登記をな
すに至った。このことは現存構成員の入会林野に対する所有権を有するこ
とを表徴する新しい構想に基くものかの如く見えるが、後述の羽場曙友会
の規則の全趣旨から見ても、前述した如く、羽場耕地なる入会集団におけ
る構成員の入会権行使の地位資格を明確にせんとする意図に基くものではな
いであろう。しかるにも拘らず、所有権共有の登記のあることは却って事
態を複雑ならしめる要因とならう。即ち、その取扱において入会権による
か、或は所有権共有によるか択一的に決定することが極めて曖昧にならざ
るを得ないところである。

元來、入会集團の構成員となる資格があれば、当然加入を認められ、且つその地位の譲渡は相続以外は認められない。また資格を喪失するれば、構成員ではなくなり、仮りに潜在的持分がありとするもその払戻請求権は否定せられるのが入会権の原型といふべきである。然るに所有権の共有はこれと全く対蹠的であり、共有者間に団体的統制なく、各自独立の立場を有しその地位の処分も自由であり、何時でも目的物を分割して、共同所有關係を終了させることができる仕組みが民法に定める共有である。もつとも、森林法一八六条には、共有林の分割請求の制限があるが、これとても民法共有とその本質を異にしたものでなく、民法の規定を制限したまでである。かように見るときは、物権法上の当然の効力と羽場曙友会所定の諸規則と相背反するときは、物権法上の効力ことに排他的効力が優先すべきであろう。更に、前述した森林法一八六条の共有林分割請求の制限は、森林経営の零細化を防止する目的とはいひながら、森林経営の低能率化の要因であつて、単独所有化による能率化の歯止め機能しかもたないともいえる。それかといつて、共有権者において各自の持分権を現物出資して、森林経営を営まんとする積極的意図の下に民法上の組合契約に基づく事業形態と解するのも一般的解釈ではないと思ふ。結局、持分権の登記をなす所以は入会権の利益關係が下草採取より植林（森林経営）に転化し、他面構成員も農家より非農家又は兼業農家に変じ、ここに往昔以来の権利を保持せんとする便法として發生したものと解するの外ない。

第四 羽場曙友会の組織及びその性格

一 羽場曙友会の組織 往昔は羽場通り衆中といひ、明治初期には羽場耕地といったが、結局北飯田村における羽場を地区とする地域的な集團で

あり、その集團の構成員が、ここで論議されている林野に対し、入会権を有していたこと前述したところである。

ところで、この入会集團の構成員等は、入会権に対する各自の地位を確保するとともに、往昔以来の慣行を保持するために、羽場曙友会なる団体を結成し、羽場耕地なる団体の地位を承継したといふのである。但し、明実ともにその地位を承継したと見るべきか、前者の代行機関と見るべきか、或は、二重構造にして羽場耕地なる入会集團は依然として存在すると見るべきか、それぞれの立場において見解が分れることであろう。併し、關係者はその地位を承継したと解し、羽場耕地の往昔以来の入会事務の処理は羽場曙友会の所定の所理方法により、これを所理しているのである。その組織の概要は左のとおりである。

同会の昭和二四年一月五日の「慣行申合書附慣行申合事務細則」を見るに、その慣行確認申合要項の冒頭において、「吾等の享有する権利は宝曆年間以来、入会権の外地付権をも買収し、入会権と其目的土地の共有権とを併有するに至りたるものである故此両権は不可分のものである」と宣言している。地付なる意義については、前に二、三の疑問を付しながらも一応の説明をなした。また、民有地確定についても宝曆年間の惣九郎倅売券以来誰某地付なる土地に対する支配進退の権利をこれに準じて買収し、これに基き民有林としての確証を受け、羽場耕地の地券を附与されたことも前述したとおりである。さて、ここに入会権と其目的土地の共有権とを併有するとの意義であるが、それは結局、「共有ノ性質ヲ有スル入会権」(民法二六三条)に該当するものにして、構成員等は入会権を有する外に別途に地盤の所有権(共有)を有するものとの意義に解すべきではなからう。そのことは共有を性質を有する入会権の意義について、大審院の判例

の見解が動揺していたので、これに対応する老婆心に基くものならんか、即ち、当初は地盤毛上とも共有しているものは共有に関する規定を適用し共有の性質を有する入会権ではないと判示した影響かとも想像される（大判・明治三十九年一月一九日）併し、その後大審院民事連合部はこれを変更し、本件のような地盤の所有と毛上共同所有するものが、民法にいわゆる共有の性質を入会権と判定するに至った（大判連、大正九年六月二六日判決）^(一)

会員の資格は、上飯田町羽場地域内に居住し、共有権者（入会林野に対し、持分権を有するもの）のみが権利を有し、新規に加入することは許されない。ここに構成員の完全なる閉鎖主義が行なわれた。また、会員は平等の権利を有し義務を負う。この権利又は持分権は売買譲渡を禁止し、但し、羽場地域内に一戸を構え、農業を営む三親等内の血族に対しては譲渡を認める。羽場地域外に転出したときは、権利は消滅する（資格喪失であつて、共有持分権の登記した者一八三名であつたが、現在一八〇名なるは三名資格喪失者がたわけである）。但し、転出のときより十ヶ年以内は復帰したときは、総会の決議により復活することができる。相続の場合には、相続人中、会員たる資格を有するものが承継し、二人以上あるときは代表者を定めてその一人が権利を行使する。各会員は共有財産少くも、共有持分による分割請求はできない。これによれば従前の入会慣行を踏襲してこれを成文化したものといえるであろう。ただ会員か入会林野に対し、共有の登記をしていることが異質といえまいであろう。

二 羽場曙友会の事務所設置 右に見た慣行申合書の附随條款として「慣行申合事務細則」なる第一条乃至第四十五条に及ぶ恰も法人の定款にも比すべき詳細なる会則を定めている。その概要を一べきするに、会長、

副会長、理事、監事、評議員なる役員をおき、会員の選挙により定めその職務権限を定め、会員の総会は定時、臨時に招集し、所定の事務を所理する等定める。かかる形態をなす団体は、社団といえるであろうが、法律に規定する社団でないから法人ではない。結局、権利能力なき社団（法人以外の社団）と解すべきであろう。

三 事業の運営 用材林の育成につとめているが労務者不足にして、必ずしも円滑なる運営は困難とのことである。労務は概ね会員が担手となるのであるが、年間約千五百人を要し、会員は年間約八日間の労務に服し、日当千二百円を支給する。労務に代え金銭をもって、支弁することは認めず、若し労務に服することができないときは代人をもってこれに替えることができるとのことである。戦時又は戦後における森林荒廃により未だ用材林の伐採搬出する時期に至っていない現状であるとのことである。

注

(一) 昭和二十四年十月五日

(表面) 慣行申合書

附慣行申合事務細則

羽場曙友会

(内容)

慣行確認申合要項

一、吾等享有する権利は宝暦年間以来入会権の外付権をも買収し、入会権と其目的土地の共有権とを併有するに至りたるものである故、此両権は不可分のものである。

一、旧行政区域たる上飯田町羽場地域内に居住する現共有権者に於てのみ権利を享有する。

一、前述の沿革慣行に準拠する権利なるにより、該慣行を確保し、以下申合せの條項を遵守する。

一、一人一権利に限り且各人平等のものである。

結 び

一、後段の場合を除く外、如何なる名儀又は理由を以てするも権利を他に売買質入書入譲渡其他の処分をすることが出来ない。但し、権利を放棄する事は差支えない。又権利者が其権利を羽場地域内に居住し、一戸を構え農業を主として営む三親等内の血族に対してのみ、譲渡する事が出来る。遺言に依る場合は之れに準ずる。

一、新規に此の地付入会権を取得することは出来ない。

一、第二項の地域外へ転出したる場合は権利は消滅する。但し、転出の時より拾ヶ年以内に復帰したる時は権利者総会の議決により復活する事が出来る。

一、相続制度の改正により遺産相続の場合は従来の家督相続に準じ、遺産相続人に於て権利を承継するも固より遺産相続人が一人なると二人以上なるとを問わず、被相続人の有したる一権利に限り、且つ第二項の地域内に居住する遺産相続人に於てのみ、其の権利を享有し、右地域外に居住する遺産相続人は、前項一般の趣意に準じ、権利を享有する事が出来ない。但し、拾ヶ年以内に遺産相続人が第二項の地域内に居住する事になれば、区域内に居住する遺産相続人が異議なき場合は前項但書に準じて権利を認める事が出来る。

一、前項により権利を承継すべき、遺産相続人が二人以上なる場合は、煩雑を避くる為め其代表者を定め、一括して権利義務を行なわしめる。

一、此の権利は古来よりの慣行による入会権と共有権とを併有する権利なるを以て各権利者は共有財産の分割を請求する事が出来ない。

一、入会の実施監視其の他の処理は、旧慣を遵守し、権利者総会に於て別に定められたる方法による。

なお、「慣行申合せ務細則」は省略する。

(□) 一見農民としては如何にも神経質かの如くみえるが、この地には明治初年から大正時にいたるまで、別の入会地論争が何件かあり、土地出身の有名なる弁護士がおり、且つ東京にある有名弁護士の鑑定書数通が現存している。従つて入会権については関心の強い土地柄のようである。

羽場曙友会というも所詮羽場通り衆中、羽場耕地なる部落共同体の転身した一の入会集団と見るべきであらう。或は既に述べた如く、果してその地位を承継したと見るべきかについて些か疑義を狭む見解も生ずるかも知れないが、既に二十数年間その地位を承継したとして諸般の事務を所理し内外ともに異論のないところをもってすれば、羽場曙友会は羽場耕地なる入会集団の地位を承継しているとするのが素直な解釈であらう。

ところで、この団体は法人ではなく、いわゆる権利能力なき社団と解するの外なく、公共団体又は公団等と分収林施業をなさんとするも、又は林業施設に要する資金を借入れんとするにも代表者が、その資格において一つの契約を取極めるにも不能又は困難であらう。ことに一八三名の会員が林野に対する共有の登記をしていることは、会員個人の権利を保全するためには一つの咎となるかの如くであるが、他面全体として従前の慣行を保持せんとする部面においては、対外的には極めて脆弱性のあることは既に詳細に説明したところである。

かかる諸条件の下にありては、入会林野近代化の法律により入会林野の整備せられつつある機会に、羽場曙友会を改組し、時勢に適應する組織に組み替えるべきが得策であると思考する。

附記

この実態調査は、長野県入会林野整備コンサルタントとして、調査を委嘱されたその調査報告書に基くものであるが、ここに掲載することを快諾されたので、謝意を表するためここに附記する。